

広島県告示第八百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
ふじかわ心療内科クリニック	廿日市市下平良一丁目三一三六	精神通院医療	心療内科	藤川 徳美	平成二〇年一〇月一日
庄原赤十字病院	庄原市西本町二丁目七一〇	精神通院医療	小児科	早川 誠一	平成二〇年一〇月一日
森田内科クリニック	福山市南蔵王町六丁目四一三	精神通院医療	内科	森田 竹千代	平成二〇年一〇月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
マリン薬局阿賀店	呉市阿賀中央六丁目一―三四	育成医療・更生医療	平成二〇年一〇月一日